

不適正除染に関する通報等に対する対応の流れ

不適正除染 110 番への通報があった場合や新聞・テレビ等メディアによる不適切な除染に関する報道があった場合には、以下のとおり、情報集約、対応方針の決定、事実関係の調査、事案の公表等を行っている。

平成 27 年 3 月 31 日までに累計 65 件の通報に対応しているところ（うち 35 件については第 3 回除染適正化推進委員会までに報告済み）。

図 1 不適正除染の通報に対する対応体制

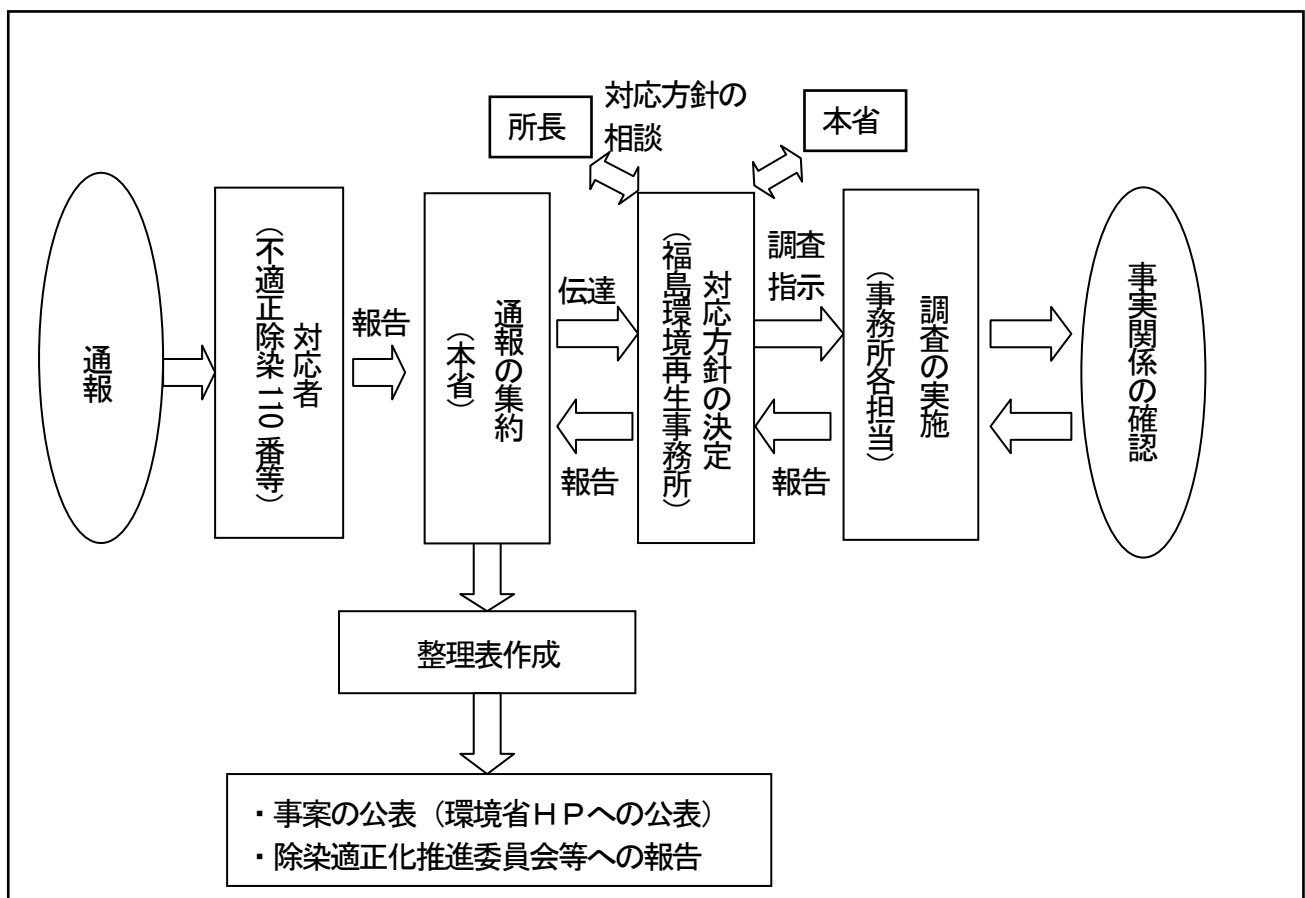


図2 対応方針の決定、現地調査及びそれらを受けての対応

